



住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく

建設住宅性能評価書

(新築戸建て住宅)

大阪府八尾市光町1丁目36番地

マツダホーム株式会社 代表取締役 松田 泰彰様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正平成30年3月26日国土交通省告示第490号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

- 建築主 マツダホーム株式会社 代表取締役 松田 泰彰
大阪府八尾市光町1丁目36番地 TEL: 072-994-1199
- 設計者 AshDesignOffice 植月昭宏
神奈川県厚木市鳶尾5丁目2-13-2 TEL: 080-5512-4737
- 工事施工者 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林重行
東京都西東京市北原町3-2-22 TEL: 042-461-6288
- 工事監理者 株式会社アーネストワン大阪一級建築士事務所 福留 香織
大阪府大阪市東淀川区東中島1-6-14 新大阪第2日大ビル1階 TEL: 06-6990-5286
- 住宅の名称 八尾市中田 マツダホーム(株)様邸(1棟)1号棟(70713200100)
- 住宅の所在地 大阪府八尾市中田4丁目79番4
- 住宅に関する基本的な項目
建築面積: 41.81 m² 延床面積: 110.81 m²
構造: 木造(在来) 階数: 地上3階・地下0階
確認方法: 評価員の目視及び計測(目視又は計測が困難な場合にあつては、施工関連図書の審査)

評価書交付年月日	令和元年11月06日	評価書交付番号	020-00-2019-2-1-14607
----------	------------	---------	-----------------------

登録住宅性能評価機関名



株式会社 住宅性能評価センター



機関登録番号

国土交通大臣 6

評価員氏名

藏田誠 出原利雄

建設住宅性能評価内容書（性能表示事項）

020-00-2019-2-1-14607

必須	実施	表示事項		表示の方法
○	○	1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）		等級3・等級2・等級1・評価対象外（免震建築物）
-	-	1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）		等級3・等級2・等級1・評価対象外（免震建築物）
○	○	1-3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		免震建築物・その他
-	-	1-4耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		等級2・等級1
-	-	1-5耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		等級2・等級1・該当区域外
○	○	1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		地盤調査方法・地盤改良方法 地盤の許容応力度・杭状改良地盤の許容支持力度 杭の許容支持力・改良地盤の許容支持力
○	○	1-7基礎の構造方法及び形式等		直接基礎：構造方法・形式 杭基礎：杭種・杭径・杭長
-	-	2-1感知警報装置設置等級（自住戸火災時）		等級4・等級3・等級2・等級1
-	-	2-4脱出対策（火災時）		直通階段に直接通ずるバルコニー・隣戸に通ずるバルコニー ・避難器具・その他・該当なし
-	-	2-5耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））		等級3・等級2・等級1・該当なし
-	-	2-6耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））		等級3・等級2・等級1・該当なし
○	○	3-1劣化対策等級（構造躯体等）		等級3・等級2・等級1
○	○	4-1維持管理対策等級（専用配管）		等級3・等級2・等級1
※1	○	5-1断熱等性能等級		地域区分：1・2・3・4・5・6・7・8 等級4・等級3・等級2・等級1
※1	-	5-2一次エネルギー消費量等級		地域区分：1・2・3・4・5・6・7・8 等級5・等級4・等級1
-	-	6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）		製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する 特定建材を使用する その他の建材を使用する 内装：等級3・等級2・等級1・該当なし 天井裏等：等級3・等級2・該当なし
-	-	6-2換気対策	居室の換気対策 局所換気設備	機械換気設備・その他 台所：機械換気設備・換気のできる窓・なし・該当なし 浴室：機械換気設備・換気のできる窓・なし・該当なし 便所：機械換気設備・換気のできる窓・なし・該当なし
※2	-	6-3室内空気中の化学物質の濃度等		特定測定物質の名称 特定測定物質の濃度 特定測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称 採取を行った年月日、採取を行った時刻並びに内装仕上げ工事の完了した年月日 採取条件 特定測定物質の濃度を分析した者の氏名又は名称
-	-	7-1単純開口率		単純開口率（%以上）
-	-	7-2方位別開口比		北面・東面・南面・西面・真上（%、%以上）
-	-	8-4透過損失等級		北面：等級3・等級2・等級1・該当なし 東面：等級3・等級2・等級1・該当なし 南面：等級3・等級2・等級1・該当なし 西面：等級3・等級2・等級1・該当なし
-	-	9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）		等級5・等級4・等級3・等級2・等級1
-	-	10-1開口部の侵入防止対策	a: 住戸の出入口 b: 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であつて、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く) c: a及びbに掲げるもの以外のもの	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である（シャッター又は雨戸によつてのみ対策が講じられている開口部を含む） ・その他・該当する開口部なし すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である（シャッター又は雨戸によつてのみ対策が講じられている開口部を含む） ・その他・該当する開口部なし すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である（シャッター又は雨戸によつてのみ対策が講じられている開口部を含む） ・その他・該当する開口部なし

※1：5-1又は5-2若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる

※2：建設住宅性能評価のみの項目となる



住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(新築戸建て住宅)

大阪府八尾市光町1丁目36番地

マツダホーム株式会社 代表取締役 松田 泰彰様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正平成30年3月26日国土交通省告示第490号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

- 建築主** マツダホーム株式会社 代表取締役 松田 泰彰
大阪府八尾市光町1丁目36番地 TEL: 072-994-1199
- 設計者** AshDesignOffice 植月昭宏
神奈川県厚木市鳶尾5丁目2-13-2 TEL: 080-5512-4737
- 住宅の名称** 八尾市中田 マツダホーム(株)様邸(1棟)1号棟(70713200100)
- 住宅の所在地** 大阪府八尾市中田4丁目79番4
- 住宅に関する基本的な項目** 建築面積: 41.81 m² 延床面積: 110.81 m²
構造: 木造(在来) 階数: 地上3階・地下0階
確認方法: 設計住宅性能評価申請書による確認

評価書交付年月日	令和元年7月3日	評価書交付番号	020-50-2019-1-1-07391
----------	----------	---------	-----------------------

登録住宅性能評価機関名

機関登録番号

評価員氏名



株式会社 住宅性能評価センター

国土交通大臣 6

平澤佑樹



設計住宅性能評価内容書（必須項目）

020-50-2019-1-1-07391

一部選択項目を含む

項目		結果	
1. 構造の安定に関する事	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ	
		③ 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
		2 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
	□ 評価対象外(免震建築物)	1 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度	
		1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		3 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度	
	□ 評価対象外(免震建築物) ■ 選択せず	2 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度	
		1 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度	
		1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	評価対象建築物が免震建築物であること □ 免震建築物 ■ その他
	1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
		2 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度	
		1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度	
■ 選択せず	1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
	2 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度		
	1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度		
□ 該当区域以外 ■ 選択せず	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 地盤調査方法 [スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法 [] ■ 地盤の許容応力度 [30 kN/m ²] □ 杭状改良地盤の許容支持力度 [kN/m ²] □ 杭の許容支持力 [kN/本] □ 杭状改良地盤の許容支持力 [kN/本]	
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ■ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式 [ベタ基礎] □ 杭基礎 杭種 [] 杭径 [cm] 杭長 [m]	
	3. 劣化の軽減に関する事	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
③	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている		
	2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている		
	1 建築基準法に定める対策が講じられている		
4. 維持管理・更新への配慮に関する事	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易とするため必要な対策の程度	
		③ 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている。	
		2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
1	その他		
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する事	5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域区分 [5地域]	④ 熱損失等の大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている
		3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
		2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
	1	その他	
	□ 選択せず	5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
		地域区分 []	5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準に相当する程度）が講じられている
4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている			
1	その他		
■ 選択せず			

必須	実施	表示事項		表示の方法
○	○	1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）		等級3・等級2・等級1・評価対象外（免震建築物）
-	-	1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）		等級3・等級2・等級1・評価対象外（免震建築物）
○	○	1-3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		免震建築物・その他
-	-	1-4耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		等級2・等級1
-	-	1-5耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		等級2・等級1・該当区域外
○	○	1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		地盤調査方法・地盤改良方法 地盤の許容応力度・杭状改良地盤の許容支持力度 杭の許容支持力・改良地盤の許容支持力
○	○	1-7基礎の構造方法及び形式等		直接基礎：構造方法・形式 杭基礎：杭種・杭径・杭長
-	-	2-1感知警報装置設置等級（自住戸火災時）		等級4・等級3・等級2・等級1
-	-	2-4脱出対策（火災時）		直通階段に直接通ずるバルコニー・隣戸に通ずるバルコニー ・避難器具・その他・該当なし
-	-	2-5耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））		等級3・等級2・等級1・該当なし
-	-	2-6耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））		等級3・等級2・等級1・該当なし
○	○	3-1劣化対策等級（構造躯体等）		等級3・等級2・等級1
○	○	4-1維持管理対策等級（専用配管）		等級3・等級2・等級1
※1	○	5-1断熱等性能等級		地域区分：1・2・3・4・5・6・7・8 等級4・等級3・等級2・等級1
※1	-	5-2一次エネルギー消費量等級		地域区分：1・2・3・4・5・6・7・8 等級5・等級4・等級1
-	-	6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）		製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する 特定建材を使用する その他の建材を使用する 内装：等級3・等級2・等級1・該当なし 天井裏等：等級3・等級2・該当なし
-	-	6-2換気対策	居室の換気対策	機械換気設備・その他
			局所換気設備	台所：機械換気設備・換気のできる窓・なし・該当なし 浴室：機械換気設備・換気のできる窓・なし・該当なし 便所：機械換気設備・換気のできる窓・なし・該当なし
※2	-	6-3室内空気中の化学物質の濃度等		特定測定物質の名称 特定測定物質の濃度 特定測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称 採取を行った年月日、採取を行った時刻並びに内装仕上げ工事の完了した年月日 採取条件 特定測定物質の濃度を分析した者の氏名又は名称
-	-	7-1単純開口率		単純開口率（%以上）
-	-	7-2方位別開口比		北面・東面・南面・西面・真上（%、%以上）
-	-	8-4透過損失等級		北面：等級3・等級2・等級1・該当なし 東面：等級3・等級2・等級1・該当なし 南面：等級3・等級2・等級1・該当なし 西面：等級3・等級2・等級1・該当なし
-	-	9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）		等級5・等級4・等級3・等級2・等級1
-	-	10-1開口部の侵入防止対策	a: 住戸の出入口	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である（シャッター又は雨戸によるのみ対策が講じられている開口部を含む） ・その他・該当する開口部なし
			b: 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である（シャッター又は雨戸によるのみ対策が講じられている開口部を含む） ・その他・該当する開口部なし
			c: a及びbに掲げるもの以外のもの	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である（シャッター又は雨戸によるのみ対策が講じられている開口部を含む） ・その他・該当する開口部なし

※1：5-1又は5-2若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる

※2：建設住宅性能評価のみの項目となる